

3. 景観行政団体としての市の役割

市民、事業者の景観まちづくり活動を支援するとともに、良好な景観形成に向けた調整や指導、啓発活動を推進していく役割を担います。

●市民や事業者に対する景観施策の啓発、支援

- ・身近な景観を楽しみながら点検、評価する「景観フォト〇×コンテスト」などを実施します。
- ・景観まちづくりに関するシンポジウムやセミナーを開催します。
- ・天草市風景 100 選、景観四季暦、景観ツアーなど地域景観の再発見と情報発信に取り組みます。
- ・景観まちづくりのワークショップを開催し、市民や事業者の意向を把握します。
- ・将来の担い手となる子どもたちに対する景観まちづくり学習の推進に努めます。
- ・景観の優良事例の紹介や表彰制度の活用を進めます。
- ・地域組織やNPO法人、各種団体等により展開される景観づくり活動に対して適切な支援を行います。

等

●地域特性を生かした景観の保全と再生に向けた取り組み

- ・市民や事業者が景観計画の策定等について提案できる機会や環境を整えます。
- ・景観形成地域を指定し、地域の個性を生かした景観まちづくりを推進します。
- ・景観地区、準景観地区、景観協定制度等の活用を推進します。

等

●総合的に景観行政を進めるための体制づくり

- ・景観窓口となる担当部署の設置と、庁内関連部署との連携体制（景観担当者会議）を整えます。
- ・行為の届出に関する審査体制を整えます（景観アドバイザーによる技術的助言、景観審議会への意見聴取等）。
- ・専門家を派遣し技術的支援を行う景観アドバイザー事業の活用を推進します。

等

●景観に関する主要施策の推進

- ・届出行為に関する事務処理手順書を作成します。
- ・景観に関する指導の統一を図るため、色彩をはじめ景観形成の基準をわかりやすく示す景観形成ガイドラインの作成を検討します。
- ・地区景観計画の策定を重点地区住民と協働で進めます。
- ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定を進めます。

等